

## 市第57号議案

### 公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

令和7年12月4日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港南公会堂	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真 社 長	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
横浜市瀬谷公会堂	西区北幸二丁目9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役 齊藤 淳 社 長	同

### 提 案 理 由

横浜市港南公会堂及び横浜市瀬谷公会堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

（第 7 項から第 11 項まで省略）